

○国土交通省告示第二十七号

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第十二条の二第三号の規定に基づき、海上運送法施行規則第十二条の二第三号に規定する航路を定める告示を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年一月十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海上運送法施行規則第十二条の二第三号に規定する航路を定める告示

海上運送法施行規則第十二条の二第三号に規定する航路は、次の表の上欄に掲げる区域内の地点と同表の中欄に掲げる区域内の地点とを起点又は終点として相互に連絡する航路であつて、同表の下欄に掲げる区域内の地点に主に寄港するものとする。

東京都港区	東京都神津島村	東京都大島町、東京都利島村及び東京都新島村
東京都港区	東京都八丈町	東京都三宅村
東京都港区	東京都小笠原村	
鹿児島市	鹿児島県大島郡天城町	鹿児島県大島郡喜界町、奄美市及び鹿児島県大島郡瀬戸内町
鹿児島市	鹿児島県大島郡知名町	鹿児島県大島郡喜界町、奄美市、鹿児島県大島郡瀬戸内町及び鹿児島県大島郡天城町

那覇市	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市	鹿児島市	鹿児島市
東村	沖繩県島尻郡南大東村	宮古島市	宮古島市	石垣市	石垣市	奄美市	鹿児島県鹿児島郡十島村
	沖繩県島尻郡北大東村		石垣市		宮古島市	鹿児島県鹿児島郡十島村	